

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

10月

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

当支部ホームページに「会員専用」ページを設けました。専用ページでは会報「東基連」、当支部会報「労基ニュース」、「労基ニュース」掲載記事の関連資料、通達等がご覧になれるほか、定款・諸規定、議案書がご覧になれますので、ご活用ください。

パスワードは「aa5948」です。

支部行事のご案内

『令和5年度 労災保険実務講習』 ※無料です

～通勤労災の認定とその具体例、請求書作成の留意点について～

開催日時：令和5年10月4日（水） 9：45～12：00

開 場：足立勤労福祉会館 2階 第二洋室（足立区綾瀬1-34-7）

講習内容：○保育所に寄る場合 ○暴漢に襲われた場合 ○コンビニエンスストアに寄った場合○自動車・自転車との交通事故 ○届け出た通勤方法と違う経路で負傷した場合など、具体例を挙げて認定のポイントをご説明いたします。

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『産業保健フォーラム IN TOKYO 2023』 ※無料です。

開催日時：令和5年10月11日（水） 10：30～15：40

開 場：ティアラ江東 江東区住吉2-28-36

【特別講演】

ポストコロナの産業保健活動 OHサポート株式会社 代表/産業医 今井 鉄平 氏

【産業医、弁護士による会場参加型トークセッション】

～困難事例への対処方法～

長濱産業医事務所合同会社 産業医 長濱 さつ絵 氏

弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏

◆詳細・お申込みは（公社）東基連本部ホームページに掲載しております。（当支部ホームページよりリンクできます。）

『令和5年度 安全衛生推進者養成講習』

開催日：令和5年10月18日（水）～10月19日（木） 2日間の講習です。

会 場：王子工業会館 北区王子本町1-22-3

受講料：14,630円

●労働安全衛生法では、常時10人以上49人までの労働者を使用する事業場で別記の業種・規模の事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられています。

本講習会は、同推進者の資格取得はもとより、新たに同推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の更なる向上を図るものです。

別記：安全衛生推進者等を選任すべき事業場

安全衛生推進者

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、旅館業、ゴルフ場業、燃料小売業

衛生推進者：上記の業種以外の業種

※当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードができます。

『令和5年度 足立荒川安全衛生推進大会』※無料です。

開催日：令和5年11月20日（月）

開 場：ムーブ町屋 ムーブホール

荒川区荒川7-50-9 センターまちや3・4階

講演内容

1 「（仮）当事業場の安全衛生活動について」～ICTを活用した取組事例等～
社会福祉法人愛寿会 常務理事 竹内 淳 氏

2 「安全先取り企業風土づくりをめざして」

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 講師

※ご案内・お申込書を同封いたしましたので、ぜひご参加ください。

『令和5年度 優良事業場見学会』

開催日：令和5年11月24日（金）

※詳細が決まり次第ご案内いたします。

『令和5年度 石綿作業主任者技能講習』

開催日 令和5年12月7日（木）、8日（金） ※2日間の講習です。

講習時間 1日目 9：15～17：00（受付開始8:45）

2日目 9：30～15：45（受付開始9:00）（終了時間は予定です。）

講習会場 王子工業会館 2階会議室（北区王子本町1-22-3）

受講料 15,180円 ※テキスト代（1,980円）及び消費税込み

※当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードができます。

東京都最低賃金を1,113円に上げます

＝発効日は令和5年10月1日です＝

東京労働局長は、東京都最低賃金を41円引上げ時間額1,113円に改正することを決定し、令和5年9月1日官報公示を行いました。

1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月3日、東京労働局長（局長 辻田 博）から東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月7日、現行の時間額1,072円を41円引上げて1,113円に改正する（引上げ率3.82%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額1,113円とする決定を行い、官報公示を行いました。

効力発生日は令和5年10月1日です。

2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。

3 その他、中小企業・小規模事業者の支援事業として、「業務改善助成金」をはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

1 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
引上げ額	19円	19円	19円	25円	26円
引上げ率	2.24%	2.19%	2.14%	2.76%	2.79%
時間額	869円	888円	907円	932円	958円

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
引上げ額	27円	28円	0円	28円	31円
引上げ率	2.82%	2.84%	0.00%	2.76%	2.98%
時間額	985円	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

**事業場内最低賃金の引き上げに取り組む中小企業等を支援する「業務改善助成金」を拡充します
～対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となります～**

厚生労働省は、8月31日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度※の拡充を行います。

※事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

【拡充のポイント】

■対象となる事業場を、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大

■一定の条件を満たす事業者は賃金引き上げ後の申請※が可能に

事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者について、下記の期間に賃金引き上げを実施した場合に賃金引き上げ後の申請が可能となります。

賃上げ対象期間：令和5年4月1日から令和5年12月31日

※ 業務改善助成金は、賃金引き上げの前に交付申請をしていただく必要があります。今回の拡充により、一定の要件を満たす事業場からの申請は、賃金引き上げ後であってもその実績を添付して交付申請をしていただくことが可能となります。

■助成率の区分となる金額の引き上げ

(a) 助成率9/10

事業場内最低賃金が870円未満から900円未満に拡大

(b) 助成率4/5（9/10）

事業場内最低賃金が870円以上920円未満から900円以上950円未満に拡大

(c) 助成率3/4（4/5）

事業場内最低賃金が920円以上から950円以上に拡大

※（）内は生産性要件を満たした事業者の場合

「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人あたりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給します。

◆当支部ホームページ「会員専用」(PS:aa5948)からリーフレットをご覧になれますので活用ください。

8月31日から開始

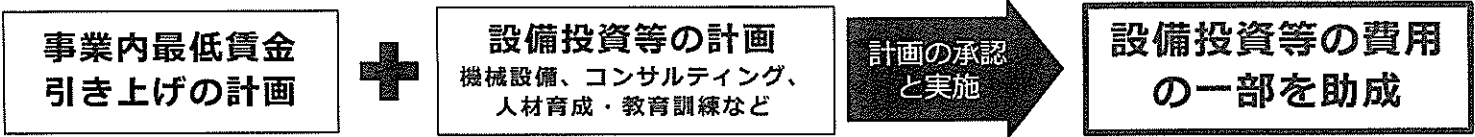
※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今まで

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
50円以内の事業場

拡充後

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- ・賃金引き上げ結果
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画

賃上げ結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です